

JACME Newsletter No. 10



一般社団法人 日本医学教育評価機構
Japan Accreditation Council for Medical Education

令和4年2月 発行

巻頭言

「デジタル革命・コロナ禍での日本医学教育評価機構への期待」

湯澤 由紀夫 [一般社団法人日本医学教育評価機構 副理事長]
[一般社団法人全国医学部長病院長会議 会長]



日本医学教育評価機構（JACME）の発足後6年が経過し、本機構の立ち上げに多大な貢献をされた高久史磨前理事長を引き継がれ、このたび寺野彰理事長がご就任されましたことに、全国医学部長病院長会議（AJMC）を代表しまして、心よりお慶び申し上げます。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症への対応の中、医師を中心とした働き方改革の推進や共用試験の公的化といった医療法や医師法改正を含めた多くの改革が決定しました。これらの改革は、医療の在り方は勿論ですが、医学教育にも非常に大きな影響を与えることになります。このような中でJACMEは、多くの課題解決に向けて寺野新理事長のもと新たなスタートをきりました。

現在、AJMCの専門委員会では、JACMEの前身であった「医学教育質保証検討委員会」を引き継ぐ形で、教育分野に関する委員会として、医学教育委員会と共用試験検討委員会を設置しています。医学教育委員会の下部組織として、医師養成のグランドデザイン検証WG、国家試験改善検討WG、卒後臨床研修検討WG、専門医に関するWGがあり、医師養成のためのシームレスな卒前・卒後の医学教育改革に対応しています。また、国際的に通用する医学教育の質保証の仕組みづくりについては、AJMCにとっても重要な課題であり、引き続きAJMCにおいても、JACMEと緊密に連携を深めていきたいと考えております。

デジタル革命が急速に進行している中で起こった新型コロナウイルス感染症は、医療のありようは勿論のこと医学教育にも大きな影響、パラダイムシフトを与えています。AJMCは、医学教育委員会（齊藤延人委員長）のもと、令

和2年4月から令和3年11月にかけて

4回全国の医学部に向けてアンケート調査を行いました。当初、約9割の大学でオンライン講義あるいは対面とオンラインのハイブリッドでの講義形態が行われていましたが、4年生以上の医学生のワクチン接種の推進とともに、オンライン中心の講義は減少し、対面での講義及びハイブリッド形式に戻ってきています。また、学内の臨床実習も約8%の大学しか従来通りの実習ができなかった状況から、各大学の創意・工夫により、1年半後の昨年11月には約9割の大学でハイブリッドも含めてオンサイトでの実習に移行している実態が確認されました。年が明けて、直近では感染力の高いオミクロン株による急激な感染拡大に伴い、都道府県からの要請に応じて、各大学において陽性患者の受入が増加している中、感染拡大防止に留意しつつ、臨床実習を進めていく必要が生じているところです。

このような状況下において、医学講義や臨床実習は単純に従来の形式に戻るのではなく、各大学でICTやIoTの手法を取り入れた、新たな取り組みが更に加速化するものと理解しています。実際に、コロナ禍による診療参加型臨床実習の制約の中で、遠隔実習用シミュレーターやVRによるリアルな臨床実習を積極的に取り入れている大学もできました。時を同じくして、今般の補正予算においても、新たな医療に対応できる人材養成事業として、遠隔実習用シミュレーター等への財政的な支援も行われています。コロナ禍において、医学教育に対する新しい挑戦が進んでいます。

また、共用試験の公的化及び令和5年度からの施行が決まり、共用試験に合格したstudent doctorに一定の医療行

目次

巻頭言 「デジタル革命・コロナ禍での日本医学教育評価機構への期待」...	P.1
特集1 「日本医学教育評価による医学教育評価の現状と展望」...	P.2
特集2 「分野別評価と機関別評価の連携：大学改革支援・学位授与機構における取組」...	P.4

特集2 「大学機関別認証評価と医学教育分野別評価の連携—大学基準協会の場合—」...	P.5
特集2 「大学機関別認証評価と医学教育分野別評価の役割分担」...	P.6
JACME からお知らせ	P.8

為が法的に認められた結果、ますます診療参加型臨床実習の重要性は増えています。上記の実習も含めた医学教育手法の改革が、国際的にも通用する教育の質向上に大きく寄与することが期待されていますし、その評価が今後のJACME 及びAJMC の新たな課題と考えます。

一方、現在、文部科学省においては、医学教育の国際基準との整合性を鑑みながら、「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」を目標に、医学教育のモデル・コア・カリキュラム改訂、診療参加型

臨床実習実施ガイドラインの改訂に向けた検討が精力的に行われています。令和6年度医学生から適用するため、令和4年中の完成が予定されています。このモデル・コア・カリキュラム改訂を踏まえた医学教育の質評価もJACMEの新たな課題となります。

このような新たな課題が山積する中、我が国の医学教育改革や国際的な質保証の充実・向上を図るため、JACMEがその先頭に立ち、国際的に通用する多くの医師が輩出することを祈っております。

特集1

■ 日本医学教育評価による医学教育評価の現状と展望

奈良 信雄 [一般社団法人日本医学教育評価機構 常勤理事]



はじめに

日本医学教育評価機構（Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME）は2015年12月1日に発足し、2017年3月18日に世界医学教育連盟（World Federation for Medical Education: WFME）から国際的に通用する評価機関としての認証を受けて、我が国の全医学部教育プログラムについての評価を展開してきた。本稿では、設立後6年を経過した現状と、今後の展望について紹介したい。

1. 医学教育評価の現状

アメリカEducational Commission for Foreign Medical Graduates (ECFMG) からの「2023年以降は国際基準で評価を受けた医学部出身者にしかECFMG申請資格を与えない」との通告を受け、文部科学省、全国医学部長病院長会議の支援のもと、全80校（現在では82校）が会員として参加する一般社団法人日本医学教育評価機構が2015年12月1日付けで発足した。

JACMEは、WFMEの提唱する国際基準を踏まえた日本版基準に基づいて医学部教育プログラムを評価し、国際基準に適合していると判定した医学部を認定している。この目的は、単にECFMGの通告に沿うというよりも、評価を通じて各医学部における教育の質向上に貢献することにある。2021年10月1日現在、1巡目として58校を、2巡目として2校を認定している。

我が国の医学教育レベルが世界にも誇れることは、医療レベルの高さ、健康寿命の長さ等からも証明されよう。し

かし、国際基準からみれば、改善が必要な点もあり、それらを改善させれば、

さらに医学部教育の質が向上し、より優れた医師を育成して国民の健康維持・増進に大きく貢献できると期待される。

国際基準では、各医学部が定めている使命と学修成果（領域1）を学生が確実に修得できることに主眼が置かれている。これを達成するために、教育プログラム（領域2）、学生の学修成果の修得度を測定する評価（領域3）、学生の入学と支援（領域4）、教育を担当する教員（領域5）、教育施設や設備等の教育資源（領域6）、実施されている教育プログラムについての評価（領域7）、教学に関わる委員会等の統轄と管理運営（領域8）、そして継続的な改良（領域9）と、順序を追って構成されている。すなわち医学教育が適切に行われているかどうかの確認を評価基準が網羅している。

これまでの評価からわが国の医学部教育を総覧すると、使命の策定（領域1.1）、大学の自律性および教育・研究の自由（領域1.2）、基礎医学教育（領域2.3）、入学者選抜（領域4.1、2）、医学教育と学識（領域6.4）、教育専門家の活用（領域6.5）、教学組織の統轄と管理運営（領域8）、継続的改良（領域9）などの項目についてはほとんどの医学部が適合している。これは、わが国では医学部の設置には大学設置・学校法人審議会の認可が前提になっていることが影響していると思われる。

反面、臨床医学と技能（領域2.5）、基礎医学－臨床医学の統合型教育（領域2.6：質的向上のための水準）、学生の評価（領域3）、学生の教学に関わる委員会への参画（領域

4.4)、教育プログラム評価（領域7）などの項目について、多くの医学部で課題が残されている。

とくに領域7で規定されている教育プログラム評価は、ほとんどの医学部で達成されていない。教育プログラム評価では、定期的に教育プログラムをモニタして評価し、教育プログラムの改善につなげることが肝要である。そのためには、教育課程や学修成果に対する教員と学生からのフィードバック、学生と卒業生の実績、公共ならびに地域医療の代表者などからの意見を求める必要がある。これら医学に関わる種々のデータを収集し、集積するには教学IR（institutional research）の充実が必要となる。そのデータをプログラム評価委員会が解析して、教育プログラムの評価結果を教務委員会やカリキュラム委員会に提示してカリキュラムの改善につなげるよう、PDCAサイクルを実質化することが望まれる。多くの医学部ではこうしたPDCAサイクルが構築されてきてはいるが、実質的に稼働してカリキュラムの改善にまで反映されている実績が十分でなく、「部分的適合」と判定されている。

国際基準に十分に適合していないと評価された事項に対しては、助言／示唆として受審医学部にフィードバックし、当該医学部での継続的改良につなげるよう促している。

医学教育評価の目的が医学部教育の質向上にあるとはいえ、評価の受審に当たっては、人的にも経済的にも相当な負担を伴う。実際、全国医学部長病院長会議医学教育委員会が2020年に会員医学部52校にアンケート調査を行ったところ、「非常に負担が大きい」、「過大な負担がある」と答えた医学部が半数を超えている。しかし、アンケート調査での「日本の医学教育の改善に役立つか」との問いに対して、「強くそう思う」が26校（50%）、「ややそう思う」が20校（38%）との回答があり、「どちらとも言えない」の4校（8%）、「あまりそう思わない」の1校（2%）、未回答1校（2%）を上回っており、負担はあるものの、JACMEによる医学部教育が有益であると言えよう。

2. 医学教育評価の今後の展望

JACMEが採用している評価法や認定法についてはWFME委員による外部評価を受け、国際的に通用する評価として認定を受けている。しかし、JACMEの評価については改善すべき点もあり、全国医学部長病院長会議医学教育委員会のアンケート調査による意見からも課題が抽出されている。たとえば、「評価の客観性、平等性を担保すべき」、「評価の平準化を進めるべきである」、「評価基準が分かりにくい」、「評価による医学教育の画一化が懸念される」、「負担を軽減すべき」、「大学機関別認証評価との重複を避け

てほしい」などが提起されている。

課題の一つが、「評価基準の解釈」についてである。評価基準はWFMEが2015年に策定した国際基準を和訳し、それに日本版注釈を付記し、日本の実情に合致するようにしているが、日本に馴染まない基準もある。評価基準については、毎年数回、受審校や評価員からのフィードバックを受け、より理解しやすくなるように基準・要項検討委員会で議論し、改訂を重ねている。さらに容易に解釈できるように、今後も基準の改訂を重ねていく計画である。

「評価による医学教育の画一化」の懸念も提起された。医学部教育では、卒後に医師に必要な知識・態度・技能を教育する必要があることから、必要とされる教育内容は要求される。それでも学生の研究活動や地域医療活動を支援する取組など、各医学部の使命や学修成果を尊重した特色ある医学教育が実施されている医学部も多い。JACMEは各医学部での特色ある取組を評価して、推奨するようにしている。

多くの受審校から指摘されている「負担の軽減」については、妥当な意見である。現在進行中の1巡目評価については公平性の原則から同様な評価を継続するが、2巡目の評価については5日間の実地調査を4日間に短縮し、それに伴って評価手数料も減額されている。

大学機関別認証評価との重複についてはJACME発足以来の懸念事項であった。これを解消するために、大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構と協議を重ね、認証評価の3巡目に重視する内部質保証として、医学部についてはJACMEの評価が尊重されるように求めている。

JACMEの評価事業自体について、より適正な評価を実施するためには、内部質保証を行うことも重要である。すなわち、評価の実施に伴う課題を特定して改良し、より効果的な評価に改善するべきであろう。この目的には、独立した内部質保証委員会を作って検討し、JACME内部でのPDCAサイクルを構築して、より適正な評価につなげるように計画を進めている。

おわりに

JACMEの評価は全会員校の支援を受けて、国際的にも評価される事業を展開してきた。実際WFME総会等でもJACMEの評価について講演を行い、世界各国から高い評価を受けてきた。今後は課題を解決し、医学部教育のさらなる向上に貢献できるよう、より効率的で効果的な評価につなげたいと考える。

特集2

■ 分野別評価と機関別評価の連携：
大学改革支援・学位授与機構における取組

土屋 俊〔独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部長〕



1. 現実と理念

医学部医学科についてだけでも、21世紀にはいつてからは、7年ごとに大学機関別認証評価への対応、国公立大学の場合は6年ごとに国立大学法人評価や公立大学法人評価への対応、日本医学教育評価機構が行う医学教育分野別評価への対応、さらには学校教育法第109条第1項が求める大学が自ら行う自己点検・評価への参画など、評価に関わる仕事が増えてきている。しかし、それだからといって、教育、研究、診療のための時間を減らすことはできない。評価が、教育内容・方法、研究成果、診療活動の質を直接に向上するわけではなく、ただ忙しくなったただけだ。これが現実である。

もちろん、理念の観点からいえば、これらの評価活動それぞれの意義は否定できない。認証評価は、大学教育の質を保証するために国が法律で定めた制度であり、国公立大学の法人評価は税金投入の正当性を点検するものであり、医学教育分野別評価は、いうまでもなく日本における医学教育の質を国際的見地から保証することが目的である。自己点検・評価もまた、国が法律で義務づけた活動である。

2. 第3巡目の大学評価基準における扱い

しかしそれにしても、各大学の各教育課程における内容と方法とは、評価されるたびに変わるようなものではなく、異なる目的や観点をもつ評価において、中心的に分析すべき状況、取組が異なってくるだけのことであり、とするならば、目的や観点が共通する評価に対しては、大学ないし学部、学科は共通に対応することで十分であり、たとえば、自己評価における分析手順の相違、記載様式の微妙なずれなどの理由によって、似たような作業を繰り返し行うことは不要だと考えられる。共通に対応できるならば、分析手順、記載様式のような形式上の煩瑣にとらわれることなく、効率的かつ実質的に教育課程の質の維持、向上を図ることが期待できるであろう。

大学改革支援・学位授与機構においては、平成31年度（令和元年度）からの第3巡目の認証評価の実施に向けて大学評価基準等の改正を検討するなかで、以上のような考え方

に一定の合理性を認め、「信頼できる第三者による評価結果をもって自己評価の結果に代える」ことができるという方式を導入することとした。もちろん、そのような形で「代える」ことができるのは、上述で「共通する」と特徴づけた基準の範囲に限られるものであるが、実質的には、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下、「細目省令」という。）第1条第2項第1号ハに定める教育課程に係る基準については、たとえばJACMEの評価を受けていれば、その結果を自己評価に代えることができることになる。JACMEの評価結果を認証評価の結果として利用するとしていないのは、細目省令第1条第1項第4号において、評価方法は「大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析」を含めなければならないとされているためである。

一般的には、自己評価に代えることができる第三者評価として、(1) 学校教育法第110条に基づいて認証された評価機関、(2) 国際的な認証を取得又は国際的な相互承認の協定等に加盟している評価機関、(3) 認証評価委員会が認める設立後一定期間を経過し、その分野において代表的な評価機関、または法令等に基づき大学の教育研究活動を含む評価を行う機関等が、当機構の教育課程及び学習成果に関する各基準の内容に相当する基準に照らして評価を実施していることを必要としている。JACMEは(2)に該当し、その基準は当機構の当該各基準の内容を含んでいることから、平成30年度に両機関の間で相互連携に関する覚書を締結して、方式利用の適否は年度ごと、機関ごとに認証評価委員会が判断することとして、平成31年度（令和元年度）から、申し出た大学がJACMEによる評価結果を医学部医学科の自己点検・評価の結果に代えることを認めている。令和元年度において山形大学と京都大学がこの方式で自己評価した後、令和3年度においても複数の大学がこの方式をとっている¹⁾。

機関別の認証評価という観点からみれば、さらに、平成28年の細目省令改正によって重点的に評価すべき認証評価項目(チ)として導入された「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」において、これらの個別の教育課程に対する第三者評価の結果を大学としての内部

質保証において明確に位置づけていることがより望ましいと考えられる。当機構としては、そのような状況にあることが確認できた場合には、内部質保証が優れて機能していると判断する際の考慮要素とできることを明示している。

3. 展望と課題

この方式の採用が、実際に大学の評価作業の負担の軽減につながったか否かを判断する根拠の収集は今後の課題であるが、国際高等教育質保証ネットワークの会合において令和3年6月に報告²⁾したところ、分野別・職能別評価と機関別評価が併存している国々（とくにヨーロッパ）の参加者からは肯定的なコメントを得ている。またそのような根拠を求める調査は、JACMEと共同で行うのに相応しいものであるとも考えられる。JACMEのような国際的な位置づけはもたないものの、医療系の教育課程については、薬学、看護学、歯学などがすでに分野別評価の体制を整え

つつあり、薬学についてはすでに機構も同様の方式を認め、実施している。これらの経験を積み重ねて、高等教育のすくなくとも一部については、各評価機関が連携して取り組むことの重要性が共通の認識となりつつあると考えられる。ただし、このような方向を、法令の改正を求める形で行なうか、それともこれらのいわば自主的な取組を発展させる形で行うべきである³⁾かについては議論を要すると思われる。

- 1) 本稿執筆時には認証評価結果が公表されていないので、このような表現にとどまることをお許しいただきたい。また、この年度において国立大学は令和2年度に実施したいわゆる国立大学法人評価の結果を自己評価に代えた場合も多いことを留意する必要がある。
- 2) Syun Tutiya, Institutional accreditation working with program accreditations: A scheme adopted in Japan's University Evaluation and Accreditation system for its third cycle. June 9, 2021
- 3) 筆者は、後者の形のほうが実質的かつ柔軟であると考えている。

特集2

■大学機関別認証評価と医学教育分野別評価の連携 —大学基準協会の場合—

工藤 潤 [公益財団法人大学基準協会 事務局長]



はじめに

現在、大学に対して様々な形で重疊的に評価が実施されています。その中でも、基準への適合性の判断が伴うアクレディテーション・システム（質保証システム）は、国際的通用性の観点からもその重要性が指摘されています。わが国の質保証システムとしては、大学の設置認可のほか、法的に要請される認証評価（機関別認証評価と専門職大学院や専門職大学に対する分野別認証評価）、認証評価の枠外で実施される分野別評価（医学、工学、農学、薬学、獣医学、看護学、歯学など）があります。こうした評価システムをわが国全体の中でどのように構造化していくか、極めて重要な課題です。また、多種・多様な評価が存在することの意義を認めつつそれらが効果的に機能していくためには、それぞれの評価で他の評価をどう受け止めるか、あるいは、評価が重なることによって一方に生じる必要以上の負担をどう軽減していくかも重要課題の一つとなっています。

大学基準協会の取組

大学基準協会（以下、JUAA という。）は、機関別認証評価のほかに、ロースクールやビジネススクールなどの専門職大学院の評価のほかに、獣医学と歯学の分野別評価を実施していますが、機関別評価と分野別評価の棲み分け、両者を関係づけた効率的評価のあり方等については、以前から問題意識として持っていました。数年前からこの問題について本格的に検討を進め、昨年11月に一定の方向性が確定しましたので、以下にその概要を紹介いたします。

(1) 基本的な考え方

分野別評価の受審、そのための自己点検・評価等を当該大学における質保証活動の一つの表れとしてとらえる。そのため、分野別評価で活用した報告書、評価結果等は、内部質保証の機能の評価において、また、教育課程及びその内容・方法の評価において、一定の水準で教育を実施し、さらに質的向上に努めていることを示す有力な根拠情報の一つとして扱うことを基本とする。

あくまで機関別認証評価の際の根拠として分野別評価の結果等を活用するものであり、分野別評価を以て評価を「代替する」という考え方はとらない。

(2) 活用する資料

評価結果及び評価結果の根拠をなす資料

(3) JUAA 評価基準における活用可能な事項

基準 2 「内部質保証」 及び基準 4 「教育課程・学習成果」

(4) 考慮できる分野別評価の受審期間

前回の機関別認証評価を受けてから、今回の機関別評価（同時受審含む）まで。

（例）2022 年度大学評価申請（前回 2015 年度申請）の場合

…2016 年度～2022 年度の間に受けた分野別評価に関する資料が活用可能

(5) 評価基準ごとの取扱い

〈基準 2 「内部質保証」〉

点検・評価報告書：点検・評価項目③（内部質保証の運用実態に触れ内部質保証が有効に機能していることを説明する箇所）においては、内部質保証にかかる取組の一つとして、分野別評価を受けたことを記述する。なお、分野別評価で提言等の指摘を受けた場合は、どのような指摘を受け、大学としてどのように受け止めて対応したかを記述する。

根拠資料：提出が求められる「各学部・研究科における自己点検・評価の活動が分かる資料」は、①分野別評価時の点検・評価報告書、②分野別評価の結果、③改善報告に関する資料（改善報告書などがある場合）とする。

〈基準 4 「教育課程・学習成果」〉

点検・評価報告書：通常どおり、全学的観点から記述する。ただし、分野別評価を受けた学部や研究科を例示して記述する場合、分野別評価結果等を参照先とすることで簡略化できる。

【記述例：教育課程の実態（点検・評価項目③）】

医学部の教育課程については、段階的な教育課程を編成している（カリキュラムの詳細は、資料 X-X 「20XX 年度医学教育評価自己点検・評価報告書」「20XX 年度医学教育評価報告書」参照）。

根拠資料：記述を直接に裏付ける資料である限りにおいて分野別評価の評価結果、その根拠をなす資料の活用を可能とする。

おわりに

大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にあるとされています。JUAA は、こうした考えに立脚し、2011 年の第 2 期認証評価から大学の自主・自律を基盤にした内部質保証の概念を取り入れました。教育プログラムの質の向上、質の保証を、大学の自律的システムの中でそれを果たしていくというもので、その際に学外者の目を適切に取り入れていくことが重要となってきます。その観点から、分野別評価は内部質保証の機能性を高めるうえでも大切な要素となります。

今回は、機関別認証評価を実施する側から、分野別評価結果報告書などの活用について述べました。今後は、その逆のあり方（分野別評価側から機関別認証評価の結果活用等）や、評価結果等の資料の活用以外の連携策も模索していく必要があります。そのために機関別認証評価機関と日本医学教育評価機構との連携を強化していくことが重要です。

特集 2

■ 大学機関別認証評価と医学教育分野別評価の役割分担

伊藤 敏弘 [公益財団法人日本高等教育評価機構 常務理事・事務局長]



日本高等教育評価機構（Japan Institution for Higher Education Evaluation : JIHEE）は、各大学とのコミュニケーションを重視しながら、ピア・レビュー（同僚評価）の精神を礎に私立大学等の規模や多様性に配慮するとともに、各大学の特性を重視し、それぞれの大学の使命・目的達成のための改革・改善に資する評価に取り組んでいます。

現在、JIHEE が実施している機関別認証評価は、6 つの基準（基準 1. 使命・目的等、基準 2. 学生、基準 3. 教育課程、基準 4. 教員・職員、基準 5. 経営・管理と財務、基準 6. 内部質保証）と 26 の基準項目での判定を行っています。特に、内部質保証は、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と大学全体の質

保証を重点評価項目と位置付けて評価しています。

全ての基準は、基準6の内部質保証と関連付けて評価しており、基準1から基準5において、公表する改善を要する点があり、内部質保証システムの機能性に問題が起因する場合は、基準6でも指摘することとしています。さらに、内部質保証の機能性の評価では、これまでの設置計画履行状況等調査や外部評価等で指摘された事項の改善状況を示す資料の提出を大学に求め、確認しています。よって、JIHEEの機関別認証評価時には、それまでに日本医学教育評価機構（JACME）で評価を受け、指摘事項等があった場合は、その改善状況も確認したうえで、JIHEEの基準に照らして評価を行っています。

また、この6つの基準のほかに大学が活動している領域に関しては、大学が独自に基準を設定し、自己点検・評価を行うことを求めることで、大学の多様性に配慮しています。さらに第3サイクルからは、大学をアピールしたい特記事項を記載することにしました。特記事項は、大学の特色ある教育研究活動や事業等について、A4用紙1ページ以内で3つまで端的な記述を求めている、評価結果とともに、大学の特色をわかりやすく社会に公表しています。

機関別認証評価と分野別認証評価

2002年8月文部科学省の「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」では、機関別評価は、大学全体を組織体として評価するもので、専門分野別評価は、大学の専門性を評価するものと言及しております。この答申を受けて改正された学校教育法第109条第2項及び関連の政令では、大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに認証評価機関による評価を受けるものと定められています。一方、分野別評価では、同条第3項において、専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに認証評価を受けるものと定められています。この受審時期の2年の違いは、両者を受審する大学にとって大きな負担となっていると受審大学からよく聞きますが、その点、JACMEの認定期間は、7年で機関別認証評価と同様であり、機関別と分野別の継続的な受審スケジュールが組みやすくなっているかと思えます。

機関別と分野別の評価の範囲については、認証評価機関のいわゆる細目省令において、機関別認証評価の評価基準で評価する事項は、10項目、一方、法科大学院を除く専門職大学院等の分野別評価の基準で評価する事項は、5項目挙げられており、重複する部分が多くあります。

機関別認証評価と医学教育分野別評価

機関別認証評価と医学教育分野別評価の役割として、機関別は、大学の使命・目標の達成のための取組状況とその決定プロセス、検証、改善というサイクルを機能させ一定の水準を確保しているかについて、大学設置基準等の法令を踏まえて組織的に確認する役割を果たしています。一方、医学教育の分野別評価では、世界レベルでの基準に準拠し、特に医学教育プログラムと教員の構成や担当科目などを深く掘り下げて専門性の高い評価をしており、また、適合認定のメリットとその必要性も明確になっていると思います。一大学が、機関別と分野別を受審するにあたっては、大学側も評価する側もその違いを明確にし、2つ受けることの必要性や意義を理解し、共有することが重要であると思います。

しかし、2つの評価の重複部分は多くあることも事実です。他の評価団体の結果をもって、JIHEEの評価とすることは難しいかと思いますが、機関別、分野別それぞれの受審年度によっては、機関別の評価を参照するとともに、機関別での教育研究に関する内容については、分野別を参照することで、提出書類の負担軽減や評価の合理化につながるのではないかと考えます。

機関別認証評価は組織としての「内部質保証システム」に、分野別評価は専門としての「プログラム」に重点を置いた評価であると思います。特に、「プログラム」については、国際的通用性に留意したものである必要があります。受審大学の「評価疲れ」という批判もありますが、機関別・分野別の両者の効率的で実効性のある評価の仕組みが必要であろうかと思えます。機関別認証評価と医学教育分野別評価の役割をより明確にし、有機的に結びつけることができれば、評価にかかる負担よりも大きな効果が期待され、大学の持続的な発展に寄与できるものと思えます。

JACME からお知らせ

1 令和3年度医学教育分野別評価認定大学情報

当機構では、認定が確定した大学を公表しています。医学教育分野別評価は、書面調査及び実地調査により実施しています。書面調査は各医学部・医科大学が作成した自己点検評価報告書及び根拠資料等の精査により実施し、実地調査は、書面調査では確認できなかった事項について調査します。認定結果の詳細については、当機構ホームページの「認定大学情報」をご覧ください。

【1巡目】 2021年10月現在

大 学 名	認 定 期 間
福島県立医科大学	2021年10月1日～2028年9月30日
関西医科大学	2021年10月1日～2028年9月30日

【2巡目】 2021年10月現在

大 学 名	認 定 期 間
千葉大学	2021年10月1日～2028年9月30日
東京大学	2021年10月1日～2028年9月30日

2 令和4年度の研修会等開催予定情報

※対象となる大学・評価員には、逐次連絡をしています。

【1】令和5（2023）年度 医学教育分野別評価 受審に関する事務担当者向け説明会

令和5（2023）年度受審大学を対象とした事務担当者向け説明会は、集会方式での実施を行いません。対象大学へは、受審準備の参考として評価の趣旨をはじめ、自己点検評価報告書（自己点検評価書）および根拠資料等の提出物、各種手続き・手配についての説明動画を4月中旬頃に公開する予定です。

【2】令和4年度 医学教育分野別評価 評価員養成ワークショップ [令和4年5月 Web開催]

医学教育分野別評価にはじめて参加する評価員を対象としてワークショップを開催します。参加者は、事前課題や当日のグループ演習等を通し、自己点検評価報告書の確認方法や評価報告書の作成について学びます。

【3】令和4年度 自己点検評価報告書作成等に関する講習会 [令和4年8月 Web開催]

令和5年度に1巡目の評価を受審する大学において自己点検評価報告書の執筆を担当する教員を対象として講習会を開催します。参加者は、事前課題や当日のディスカッション等を通し、自己点検のやり方や、自己点検評価報告書の作成について学びます。

【4】令和4年度 医学教育分野別評価 2巡目の評価に関する評価員ワークショップ

〔令和4年8月Web開催〕

令和4年度に2巡目の評価に参加する評価員を対象としてワークショップを開催します。参加者は、事前課題や当日のグループ演習等を通し、2巡目の評価に関する方針や方法を確認します。

【5】令和4年度 自己点検評価書の作成に関する講習会〔令和4年8月Web開催〕

令和5年度に2巡目の評価を受審する大学において自己点検評価書の執筆を担当する教員を対象として講習会を開催します。参加者は、当日の質疑応答を通し、自己点検のやり方や、自己点検評価書の作成について確認します。

3 賛助会員について

当機構では各界有志団体等の皆様から賛助会員としてご支援
いただいております。

現在ご協力いただいている賛助会員

公益財団法人医療研修推進財団	株式会社医学書院
医歯薬出版株式会社	中外製薬株式会社
株式会社ツムラ	株式会社日本医事新報社
株式会社羊土社	(50音順)

JACMEの詳しい情報は 今すぐホームページへアクセス！

当機構の概要や評価事業の内容、医学教育分野別評価基準日本版、受審要項、認定大学の情報などを掲載しています。



<https://www.jacme.or.jp>

編集後記

栗林 太〔川崎医科大学 教授〕

皆様のこれまでの支えのもとにNo.10を著すことができました。

『巻頭言』では湯澤由紀夫副理事長に全国医学部長病院長会議のお立場からコロナ禍における臨床実習の充実や新コア・カリに基づく医学教育へのご提言をいただきました。『特集1』では奈良信雄常勤理事にJACMEの6年間を振り返っていただいた後、今後の課題をご指摘いただきました。『特集2』では機関別認証評価を担うNIAD-QEの土屋俊研究開発部長、JUAの工藤潤事務局長、JIHEEの伊藤敏弘常務理事・事務局長にご執筆いただきました。評価担当として、かつ自学の教育改善を継続させる身として、改めてJACMEの評価基準の正確な理解が大切と思いました。JACMEでは様々な研修会を計画的に実施しております。『JACMEからのお知らせ』に令和4年度の開催予定情報5件を提示しております。

【編集発行】



一般社団法人
日本医学教育評価機構

広報委員会 委員長：鈴木 利哉 副委員長：平形 道人
委員：栗林 太、安元 佐和、山口 久美子 (50音順)

〒113-0034 東京都文京区湯島1-3-11 お茶の水プラザビル6F

TEL:03-5844-6736 FAX:03-5844-6737

<https://www.jacme.or.jp> E-mail: info@jacme.org

【JACME Office】

- JR中央線「御茶ノ水」駅 徒歩5分
- 東京メトロ丸の内線
「御茶ノ水」駅 徒歩5分
- 東京メトロ千代田線
「新御茶の水」駅 徒歩5分

